

## 教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時 令和5年5月23日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 福 島 幸 子  
委 員 高 橋 信 子
  
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 中 島 健 一 郎  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 塚 本 耕 司  
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也  
ス ポ ー ツ 振 興 課 寺 崎 敏 彦 指 導 課 田 上 秀 之  
学 校 給 食 セ ン タ ー 小 池 政 幸 図 書 館 武 藤 知 子  
博 物 館 木 塚 久 仁 子
  
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第3号 令和5年度土浦市一般会計補正予算(第4回)に対する意見について  
(学務課、生涯学習課、スポーツ振興課) (非公開)  
議案第4号 東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について  
(教育総務課) (非公開)  
議案第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について  
(教育総務課)  
議案第6号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)  
議案第7号 (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について  
(学務課)  
議案第8号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について (学校給食センター)  
議案第9号 土浦市社会教育委員(兼土浦市生涯学習推進協議会委員)の委嘱について  
(生涯学習課)  
議案第10号 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について (文化振興課)  
議案第11号 土浦市美術展委員会委員の委嘱について (文化振興課)
  - (2) その他
    - ① 土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について (教育総務課)
    - ② (仮称)土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画について (教育総務課)
    - ③ 第5次土浦市生涯学習推進計画について (生涯学習課)
    - ④ 第3次土浦市立図書館サービス計画について (図書館)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教育長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年5月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというので、進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が2件ございます。案件は、議案第3号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見について、議案第4号 東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見についての2件となります。

これらの案件は、6月に開催する土浦市議会定例会に係る案件であり、議会前のため非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは議案第3号、第4号については、非公開といたします。  
なお、本日は傍聴者がいませんので次第のとおり進めさせていただきます。  
それでは、次第の2番、「教育長報告事項について」、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課 塚本課長。

————— 4月25日以降の行事について報告 —————

教育長 よろしいでしょうか。  
それでは、次第の3番、議案へ移ります。  
議案第3号 令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見について、ですが、学務課、生涯学習課、スポーツ振興課の3つの課にて補正がございます。  
まず、学務課から説明をお願いします。  
塚本課長。

【議案第3号「令和5年度土浦市一般会計補正予算（第4回）に対する意見について」を協議】（非公開）

教育長 それでは、議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。  
それでは、議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、議案第4号 東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について、教育総務課から説明をお願いします。  
塚本課長。

【議案第4号「東小学校屋内運動場棟長寿命化改良工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教育長 それでは、議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。続きまして議案第5号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について、教育総務課から説明をお願いします。塚本課長。

教育総務課 教育総務課でございます。資料④の2ページをお願いいたします。令和4年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に係る学識経験者の委嘱について、でございます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会等に公表することが規定されております。

この点検評価を行う学識経験者につきましては、土浦市教育委員会における点検及び評価実施要綱第5条から第7条の規定により、表に記載の3名の有識者をお願いしたいと考えております。

任期につきましては、令和5年6月12日から2年間をお願いするものです。

今後のスケジュールにつきましては、6月の定例会において点検評価報告書の素案の説明をさせていただいた上で、有識者によるヒアリングを3回実施いたします。

これを受けまして、8月定例会に議案として報告書を提出させていただきまして、議決後、9月の市議会に議員に配布するとともに広く公表したいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上です。

教育長 この件に関しまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。続きまして、議案第6号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、学務課から説明をお願いします。塚本課長。

学務課 学務課でございます。サイドブックス資料⑤-2をお願いいたします。

土浦市学区審議会委員の委嘱について、でございますが、学区審議会の目的につきましては、教育委員会の諮問に応じて、土浦市立小・中・義務教育学校などの学区に関する事項を審議、答申することを任務として設置しております。

現在、土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づきまして、令和4年6月1日から2年間の任期で委員を委嘱しておりますが、学校長の人事異動やPTA役員及び市議会議員の改選等に伴い、氏名の頭に※印を付しております9名の委員に変更がご

ございましたことから、前任者の残任期間となる令和6年5月31日までの期間について、新たに委嘱を行うものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見や御質問等がございましたら、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第6号は原案のとおり決しました。

続いて、議案第7号（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、学務課から説明をお願いします。

塚本課長。

学務課 サイドブックス資料⑥-2をお願いいたします。

（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、御説明いたします。

上大津地区統合小学校開校準備協議会につきましては、令和10年4月の統合小学校の開校に向けて、校名、学校の運営方針、通学路の安全対策など、様々な事項や課題等を協議・検討するにあたり、統合小学校開校準備協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、委員の委嘱を行っているところでございます。

この度、PTA代表者の改選及び学校長等の人事異動に伴い、氏名の頭に※印を付しております10名の委員に変更がございましたことから、新たに委嘱を行うものでございます。

なお、委嘱期間は、本協議会の所掌事務が終了する日まででございます。

説明は以上でございます。

教育長 この件につきまして、御質問等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第7号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第7号は原案のとおり決しました。

続きまして、議案第8号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、給食センターから説明をお願いします。

小池所長。

学校給食センター はい。土浦市学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、でございます。

学校給食センター運営審議会については、教育委員会の諮問に応じて、学校給食センターの運営に関する重要事項について調査・審議するもので、土浦市立学校給食センター条例第3条の規定に基づき、令和4年6月1日から2年間の任期で委員の方々に委嘱しております。

今般、市議会議員、市立学校長、PTA代表の部分におきまして変更がございません。変更となる委員は、※印の方々に、市議会議員の改選、学校長会役員の変更、PTA役員交代等により、新たに委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、前任者の残任期間である令和6年5月31日までとなります。

説明は以上でございます。

教育長 ただいまの件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いします。

高橋委員

高橋委員 基本的な質問なのですが、土浦市立学校給食センターはいくつかあるのですか。

教育長 小池所長。

学校給食センター 現在の給食センターは1つでございます。それまでは第1と第2がございましたが、統合しまして令和2年の9月に現在の場所に移っています。

高橋委員 もう1つよろしいですか。条例に給食センターの運営に関する重要事項について調査審議する、とありますが、重要事項とはどのようなものでしょうか。

学校給食センター 例えば学校給食費の値段ですとか、あとは提供する内容、例えば今年から始まったものである、アレルギーの方へ提供する代替食を始めるにあたって、どのように進めていけばよいかといったことを審議していただいたことがございます。

高橋委員 はい、ありがとうございます。

教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第8号は原案のとおり可決しました。

続いて、議案第9号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

佐賀課長。

生涯学習課 資料⑧をお願いします。

土浦市社会教育委員兼土浦市生涯学習推進協議会委員の委嘱について、でございます。

土浦市社会教育委員条例第3条の規定に基づき、土浦市社会教育委員につきましては、令和4年6月1日から令和6年5月31日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。

表中の氏名の頭に※印のある5名の委員が変更になる委員です。役職名は右欄に記載のとおりです。

なお、任期につきましては前任者の残任期間となります。また、土浦市生涯学習推進協議会委員も兼ねておりますので、併せて委嘱をお願いするものです。

先週、委員の皆様にお送りした紙の資料の時点から変更になった方について、本日資料を配付させていただきました。赤字が変更した箇所です。

説明は以上でございます。

教育長 私からよろしいですか。赤字で変更した理由は議会の副委員長など役職の決定によるもの、ということよろしいですか。

生涯学習課 はい、そのとおりです。

教育長 わかりました。この件に関しまして、よろしいでしょうか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第9号は原案のとおり決しました。  
それでは、議案第10号 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会委員の委嘱について、文化振興課から説明をお願いします。  
中澤課長。

文化振興課 定例会資料の⑨-2を御覧ください。  
土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会は、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を推進するための協議会です。  
現在の委員の任期が5月31日で満了となることから、同協議会設置要綱第3条の規定に基づき、委員を委嘱するものです。  
今回、新たに委員となる方は氏名の頭に※印が付いている4名の方となります。  
委嘱期間は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までです。  
説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、意見や質問等がございますか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 それでは、議案第10号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第10号は原案のとおり決しました。  
続きまして、議案第11号 土浦市美術展委員会委員の委嘱について、文化振興課から説明をお願いします。  
中澤課長。

文化振興課 定例会資料の⑩の2ページ目を御覧ください。  
土浦市美術展委員会は本市の美術創作活動の推進を図るため、市内を代表する芸術家の先生方によって構成されている委員会で、主に土浦市美術展の開催に関する審査や展示を行っております。  
現在の委員の任期が5月31日で満了となることから、同委員会規則第2条の規定に基づき委員を委嘱するものです。今回、新たに委員となる方は氏名の頭に※印が付いている12名の方となります。  
委嘱期間は令和5年6月1日から令和7年5月31日までです。  
説明は以上でございます。

教育長 ただいまの説明について、意見や質問等がございますか。  
鈴木委員。

鈴木委員 美術展は年に1回開催されるものですか。

教育長 中澤課長。

文化振興課 はい、年に1回開催しているものでございます。

鈴木委員 わかりました。他の委員会に比べると、委員の構成数はかなり多いと思うのですが、これは以前からこういう構成になっているのですよね。

文化振興課 はい、おっしゃるとおりでございます。各部門、日本画や洋画、彫刻、デザイン、美術工芸、書、写真、と土浦市は芸術文化が大変盛んな市でございます。また、各分野において著名な先生がおりますので、これだけの人数となっております。

鈴木委員 年に1回の開催にしては多いなと思いましたので。これは、例えば書であれば10人ほどいらっしゃいますが、これは部会があつてそれぞれの会長さんなどが充て職というような形でなられているのでしょうか。

文化振興課 日本画、洋画、書もそうなのですけれども流派というものがございまして、様々な会派、流派などがあり、視点などが違っていますので、それぞれの会派、流派の先生にお願いしているというところがございます。

鈴木委員 はい、わかりました。

教育長 そのほかよろしいですか。それでは、議案第11号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 ありがとうございます。議案第11号は原案のとおり決しました。議案は以上ですので、続いて次第の4番、その他へ移ります。その他の1番、土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について、教育総務課から説明をお願いします。

塚本課長。

教育総務課 ——土浦市議会議員政治倫理審査委員会委員の推薦について説明——

教育長 よろしいでしょうか。福島委員、よろしくをお願いします。

福島委員 はい。

教育長 続きまして、その他の2番から4番につきましては教育委員会におきまして策定しました計画の御案内であります。

教育総務課で3件の計画についてまとめて説明をお願いします。

教育総務課 ——（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校整備基本計画、第5次土浦市生涯学習推進計画、第3次土浦市図書館サービス計画について説明——

教育長 よろしいでしょうか。

本日の案件は以上となります。次回の定例会の日程について、教育総務課から連絡をお願いします。

教育総務課 ——次回の定例会日程等について案内——

教育長 ただいま6月定例会の日程について案内がございましたが、ご都合はいかがででしょうか。それでは、次回の定例会は6月27日火曜日の午後4時からとなります。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、令和5年5月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。